

平成20年度特別会計等
決算を認定

●国民健康保険特別会計	歳入 65億9千231万円	歳出 61億6千537万円
●下水道事業特別会計	歳入 14億6千12万円	歳出 14億4千72万円
●老人保健特別会計	歳入 3億7千781万円	歳出 3億2千13万円
●農業集落排水事業特別会計	歳入 3千698万円	歳出 3千266万円
●介護保険特別会計	歳入 22億2千437万円	歳出 21億1千66万円
●後期高齢者医療特別会計	歳入 2億7千556万円	歳出 2億6千526万円
●水道事業会計	収益的収入 13億6千809万円	収益的支出 13億4千137万円
資本的収入	1億3千742万円	資本的支出 7億7千906万円

平成20年度一般会計
決算を認定

平成20年度一般会計決算を認定するものです。

歳入 188億2千806万円
歳出 179億8千332万円

《主な事業（歳出）》

- ・重度障がい者支援事業 1億5千900万6千円
- ・保育委託事業 3億6千777万4千円
- ・生活保護事業 3億6千224万7千円
- ・不燃ごみ処理事業 1億817万8千円
- ・道路改良事業 30億5千738万8千円

※討論の要旨は4ページに掲載しています。

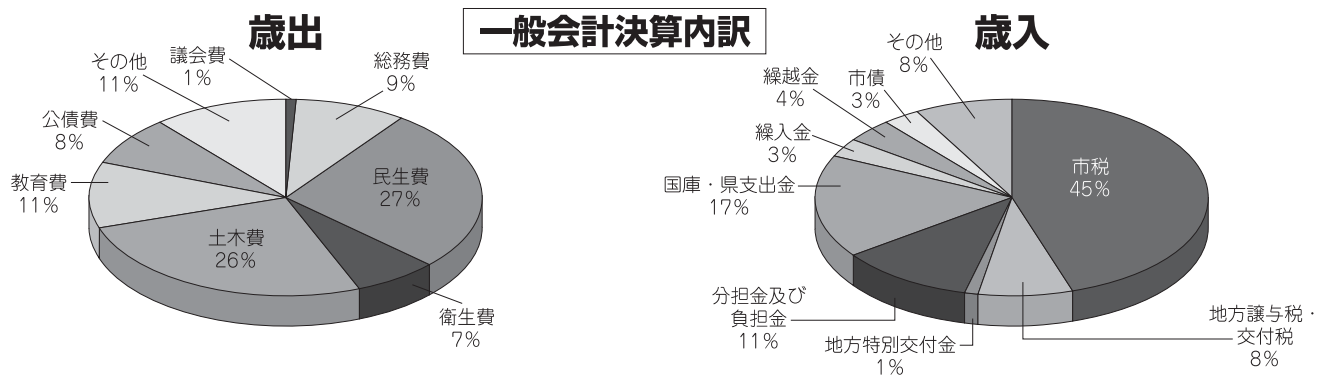
人事案件

教育委員会委員
染谷 宗苞（再任）

公平委員会委員
真木 吉夫（再任）

固定資産評価審査委員会委員
戸井田 均（新任）

一般会計決算内訳



請願

請願2件のうち第3号は賛成全員で採択と決定しました。

第2号「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 埼玉土建一般労働組合 吉川松伏支部 支部長 岡崎隆生 他1団体

紹介議員 高野昇・小林昭子 百年に一度といわれる未曾有の経済危機に陥り、国内の雇用環境は最悪の事態です。政府は、2011年度から消費税を含む税制抜本改革を行うとし、消費税の税率引き上げにレールを敷きました。

米軍への思いやり予算の削減、大企業・資産化への課税強化こそ求められています。消費税率引き上げは営業と暮らしに大きな打撃を与え、消費を冷え込ませ、景気を悪化させる材料にもなりこれ以上の税率引き上げは到底受け入れられない状況であり、政府に意見書を提出することを

請願します。

第3号 所得税法第56条の廃止を求める請願

請願者 越谷民主商工会 婦人部

代表 小関あい子 他3団体・300名

紹介議員 小林昭子・高野昇 中小企業者は、地域経済の担い手として営業を続けています。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条の「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者はわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立しにくい状況になっており、後継者不足の一因となっています。所得税法第56条を廃止するよう国に意見書を提出してください。